

大井町SDGs宣言制度に関するよくある質問 Q&A

【1. 制度全般について】

Q1 この制度がどのようにSDGsに貢献するのですか。

A1 SDGsの達成のためには、より多くの方が連携、協働・協力して取り組んでいく必要があります。

本制度の登録事業者が、SDGsパートナー証を事業所等に掲示し、SDGsのロゴ等をインターネット上に掲載することで、SDGsがより多くの方の目に触れることとなり、SDGsに対する関心を高めるきっかけになることが期待されます。

Q2 SDGsパートナーになれば、SDGsの達成に向けた取り組みをしていることの証明になりますか。

A2 登録要件を満たす企業・団体には、町からSDGsパートナー証を交付しますが、町が登録事業者のSDGsの取り組みを社会的に証明・保証するものではありません。

【2. 対象について】

Q3 SDGsパートナーへの登録を機にSDGsの取り組みを実施しようと考えていますが、申請はできますか。

A3 申請時点で具体的な取り組みを実施している必要はありません。

登録申請書には、これから取り組む内容を記入してください。なお、SDGsは、必ず何か新しい取り組みを行う必要があるというものではありません。これまで取り組んでいることであっても、SDGsの達成に寄与する取り組みであるということを認識し、SDGsの達成に向けた取り組みとして位置付けることができます。

Q4 大井町内の企業・団体ではありませんが、申請はできますか。

A4 大井町内の企業・団体でなくても対象となります。

SDGsの達成に向けた取り組みを行っている（今後取り組むことを考えている）企業・団体であれば、町内に事業所等を有していなくても対象となります。ただし、登録申請書に町内で事業活動を行っている旨がわかるように記入してください。

Q5 本社が町外にあり、営業所が町内にある場合、申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか。

A5 会社全体でSDGsの取り組みを行っており、会社として登録されるのであれば本社住所を記入してください。営業所として取り組みを行っており、「株式会社〇〇〇大井営業所」として登録させるのであれば営業所の住所を記入してください。

Q 6 町外に複数の事業所等がありますが、申請はそれぞれから行う必要がありますか。それとも一括で申請はできますか。

A 6 代表となる事業所等が、複数の事業所等を一括して申請することができます。ただし、その場合はすべての事業所等において統一的なSDGsの取り組みが確保されている必要があります（登録申請書に記入する「めざしているゴール」、「SDGs宣言」をすべての事業所等が取り組んでいる必要がある）。

Q 7 個人的にSDGsに取り組んでいますが申請はできないのですか。

A 7 本制度は、企業・団体の事業活動等を通じて、より幅広く効果的にSDGsの普及促進活動を展開していくことを目的としており、個人の取り組みは大変重要ではありますが、本制度では対象としておりません。

【3. 申請について】

Q 8 登録されるまでにはどのくらいの時間がかかりますか。

A 8 登録申請書を提出いただいたからの目安は、2週間程度を予定しています。ただし、応募の状況や、記載内容の確認や追加書類の必要があった場合、それ以上の期間となる場合がありますのでご了承ください。

登録となった際は、ご担当者様にSDGsパートナー証を書面にて送付します。また、併せてメールにてデータを送付します。

Q 9 企業・団体のホームページを持っていない場合、登録申請書にはどのように記入すればよいですか。

A 9 ホームページが無い場合や、大井町による公表を希望しない場合は未記入で構いません。

Q 10 「企業・団体の概要PR等」の記入方法を教えてください。

A 10 企業・団体の理念やビジョン、事業内容等について簡潔に記入してください（概ね250文字以内で記入）。

Q 11 「大井町と協働・協力可能な項目」について、無償で提供できることが条件ですか。

A 11 町民の方にSDGsを啓発するためのイベントで、関連製品を展示・配布したり、講師としてご講演いただいたりなど、貴社がSDGsを推進する中で、無理のない範囲でご協力を検討いただければと考えております。

【4. SDGsの取り組みについて】

Q 12 SDGsの取り組み内容について審査はありますか。

A 12 それぞれの企業・団体が、SDGsのゴール達成につながると考えて取り組みを行っていることについて、町が良し悪しを決めるものではないと

考えております。

そのため、SDGsの取り組み内容に対する審査はありませんので、貴社ができることから始めていただいても構いません。

Q13 SDGsの取り組み内容は、ボランティアなど無償の活動でなければいけませんか。

A13 有償の活動でも構いません。また、事業活動を行う上で、再生可能エネルギーを活用する、環境にやさしい製品を販売するなど、営利活動とSDGsを両立できることもあると考えています。

【5. SDGsパートナー証について】

Q14 SDGsパートナー証を複数提供してもらうことはできますか。

A14 SDGsパートナー証の書面交付は、登録事業者1団体につき1枚となります。

Q15 SDGsパートナー証の再発行はできますか。

A15 書面の再発行はできません。記載内容に誤りがある場合は、既に発行済みの証書と差替えとなりますので事務局まで連絡ください。

【6. その他について】

Q16 SDGsのロゴ等を名刺や商品チラシに入れたいが、許可等が必要になりますか。

A16 SDGsのロゴ等は、国際連合（国連）が作成しており、使用に関する許諾申請や問い合わせは、国連本部が一括で対応しています。

「国際連合広報センター」のホームページに掲載されているガイドラインに沿った使用・対応をお願いします。

Q17 SDGsのピンバッジを購入したいが、大井町役場で販売していますか。または町内で購入できる場所がありますか。

A17 大井町役場では、SDGsのピンバッジの販売は行っていません。国連広報センター及び国内の国連諸機関の事務所での販売も行っていません。販売は国連本部のオンラインショップで行っています。

Q18 SDGsのロゴ等の画像はどこからダウンロードできますか。

A18 SDGsのロゴ等の画像データは、国連広報センターのホームページからダウンロードすることができます。